天理市生活支援体制整備事業第１層業務
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

天理市（以下、「本市」という。）では、多様な主体による多様な日常生活上の支援の充実や、社会参加促進による介護予防・健康づくり、住民同士の助け合いを推進し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活を継続していくことができるよう、その基盤づくりを進めています。

高齢者人口の増加、多様化する住民の生活支援ニーズ等に対応するため、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービス等の創出や多様な事業主体との連携、社会参加の場の創出等による高齢者の支援体制を強化する「天理市生活支援体制整備事業第１層業務（以下、「本業務」という。)」の実施を委託します。

そこで、本業務についての事業提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定を行うものです。

２．これまでの経過

令和２年度から生活支援体制整備事業業務を公募型プロポーザル等で決定した事業者に委託し、配置された生活支援コーディネーターにより住民主体の通いの場の立上げ・継続支援、生活支援ボランティア（以下、「天理市生活支援サポーター」という。）の養成、天理市生活支援サポーターと日常生活上の軽微な課題を抱える高齢者とのマッチングによる課題解決等が行われています。

効率的に天理市生活支援サポーターと高齢者とのマッチングを実施するため、「みまもりあいアプリ（社団法人セーフティネットリンケージ)」の掲示板機能を活用したマッチングの実証実験を行い、その枠組みが確立されました。この他天理市生活支援サポーターの有償ボランティア制度も開始されました。

令和４年度以降において、地域包括支援センターの圏域ごとに第２層生活支援コーディネーターを配置しました。生活支援コーディネーターが連携しながらこれまでの取組をより身近な地域に展開するほか、市内大学授業や民生児童委員研修会への講師協力、ボランティアイベント等での取組の啓発、小地域での住民同士の支え合う仕組みづくり支援等を行っています。

３．業務の概要

（１）業務名称

天理市生活支援体制整備事業第１層業務

（２）業務場所（担当地域）

天理市全域

（３）業務期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

（４）業務委託費上限額（消費税、及び地方消費税は非課税とする。）

令和９年度　4,500 千円

令和 10 年度　4,500 千円

令和 11 年度　4,500 千円

（５）業務内容

天理市生活支援体制整備事業第１層業務仕様書のとおり

４．参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人とします。ただし、複数の法人による連合体での参加はできません。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（２）参加表明書提出日から最優秀企画提案者等の選定結果通知日までの期間で、天理市物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていなこと。

（３）天理市物品購入等暴力団排除措置要綱に定める排除措置要件に該当していないこと。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。

（５）参加表明書提出日において、天理市税を滞納していないこと。

（６）天理市内に事業所を有していること（本店・支店・営業所含む)。

５．配布資料

配布資料は以下のとおりであり、天理市公式ホームページにてダウンロードしてください。

（１）天理市生活支援体制整備事業第１層業務公募型プロポーザル実施要領

（２）天理市生活支援体制整備事業第１層業務仕様書

（３）天理市生活支援体制整備事業第１層業務公募型プロポーザル審査要領

（４）天理市生活支援体制整備事業第１層業務評価項目基準表

（５）様式集

６．プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要領の公表	令和８年 11 月９日（月）
参加表明書の提出期間	令和８年 11 月９日（月）から 令和８年 12 月７日（月）まで

質問受付期間	令和８年 11 月９日（月）から 令和８年 12 月７日（月）まで
事業提案書の提出期間	令和８年 12 月８日（火）から 令和９年１月 12 日（火）まで
※第１回選定委員会 （書類選考：必要に応じて）	令和９年１月中旬から下旬（予定）
第２回選定委員会 （書類、及びヒアリング審査）	令和９年２月上旬から中旬（予定）
選定結果通知	選定委員会終了後速やかに、審査を実施したすべての事業者に対して通知します。

※第１回選定委員会

事業提案書を提出した全ての事業者に対してヒアリング審査を実施することが原則ですが、事業者が４者以上の場合は臨時選定委員会を開催し、書類のみによる審査を実施して、ヒアリング審査を行う事業者３者を決定し、通知します。

７．参加表明書等の提出

（１）提出期間

令和８年 11 月９日（月）午後５時から令和８年 12 月７日（月）午後５時まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）

（２）提出方法

持参、又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出してください。

（３）提出先

「13. 担当部局」へ提出してください。

（４）提出書類

	書類名	様式等
①	参加表明書	様式１
②	事業者概要	様式２
③	法人登記簿謄本（直近３月以内に発行されたもの）	指定様式
④	納税証明書（１部） 法人市民税　※直近１年度分 非課税法人については、その旨を記載する法人の長の証明を添付すること。	指定様式
⑤	誓約書兼同意書	様式３

８．質問書の提出

（１）提出期間

令和８年 11 月９日（月）午後５時から令和８年 12 月７日（月）

午後５時まで

（２）提出方法

様式中の「質問書」により作成し、電子メールで「13. 担当部局」へ提出してください。なお、電子メールの送信後は、「13. 担当部局」へ電話で連絡してください。

（３）回答方法

提出された質問に対する回答を、令和８年 12 月 14 日（月）までに天理市公式ホームページに掲載します（回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しません。）。なお、回答に対する再度の質問には回答いたしません。

９．事業提案書等の提出

（１）提出期間

令和８年 12 月８日（火）午前９時から令和９年１月 12 日（火）
午後５時まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）

（２）提出方法

持参、又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出してください。

（３）提出先

「13. 担当部局」を参照してください。

（４）提出書類

	提出書類等	様式等
①	事業提案提出届	様式４
②	事業者の概要がわかるパンフレット等	任意様式
③	直近３事業年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書	任意様式
④	地域住民等との活動実績	様式５
⑤	業務実施体制①～②	様式６
⑥	事業提案書	様式７
⑦	業務委託見積書（消費税及び地方消費税は非課税とする。）	任意様式

（５）提出部数

正本　１部
副本　10 部

（６）事業提案書等策定の留意点

①　事業提案書は「様式７」により作成し、「様式７」に示す項目について漏れなく記載してください。提出された事業提案書等は、天理市生活支援体制整備事業委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査に付し、選定委員は天理市生活支援体制整備事業第１層業務評価

項目基準表（以下、「評価項目基準表」という。）に基づいて評価、及び採点を行うことになりますので、事業提案書の作成に当たっては、見やすさ・わかりやすさに留意してください。

② 文字数については指定しませんが、文字は「UD フォント、12 ポイント以上」で言語は日本語で作成してください。

③ 書類の体裁は、用紙Ａ４判片面印刷でしてください。

④ 提出書類には、それぞれインデックスを付しファイルに綴じてください。なお、ホッチキス留めはしないでください。

（７）業務委託見積書の留意事項

① 見積書については、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載してください。

② 見積上限額は、「３．業務の概要(４)業務委託費上限額（消費税及び地方消費税は非課税とする。)」のとおりとします。見積上限額を超える提案があった場合は、失格とします。

10．選定方法、及び評価基準

天理市生活支援体制整備事業第１層業務公募型プロポーザル審査要領のとおりとします。

11．参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（１）業務委託見積額が上限額を超える場合

（２）参加資格を満たさなくなった場合

（３）提案内容等に虚偽の記載をした場合

（４）本要領や提出方法、提出期限を遵守しなかった場合

（５）選定の透明性・公平性を害する行為があった場合

12．その他留意事項

（１）参加を表明するにあたっては、本要領、及び配布資料を熟読し、本市における取組みや今後の本市の方針について十分に理解したうえで行ってください。

（２）参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、事業提案書を提出することはできません。

（３）本件に参加するために要する費用は、すべて参加者の負担とします。

（４）提出後の事業提案書等の修正又は変更は一切認められません。また、提出された事業提案書等の返却はいたしません。

（５）事業提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成９年 12 月天理市条例第 31 号）に基づき提出書類を公開します。

（６）参加事業者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属しますが、採用された事業提案書等の著作権は、本市

に帰属するものとします。

（７）本市は、参加事業者からの提案に拘束されません。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

（８）本業務の具体的な業務は、契約締結時に事業提案書や仕様書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をしたうえで行うこととなります。

（９）本業務を遂行するに当たり、「５．配布資料」にて提示した各資料のみならず、最新の情報を活用するものとします。

13．担当部局（問合せ先）

天理市健康福祉部福祉政策課地域支え合い推進係
所在地：〒632-8555　奈良県天理市川原城町 605 番地
電話：0743-63-1001　内線 751
電子メール：fukushi-s@city.tenri.lg.jp